

役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は、当法人における役員の報酬および賞与の支給基準等について定めるものである。

(役員の定義)

第2条

本規程において役員とは、評議会で選任された理事、監事および評議員のことをいう。

第2章 報酬

(報酬の決定方法)

第3条

- 1) 理事の報酬は、評議会で決議された報酬総額の範囲内において、理事会がこれを決定する。
- 2) 監事の報酬は、評議会で決議された報酬総額の範囲内において、理事会がこれを決定する。
- 3) 評議員の報酬は、評議会で決議された報酬総額の範囲内において、理事会がこれを決定する。

(報酬の支給基準)

第4条

役員の報酬は、次の事項を参考にしながら、役員の職位ごとにこれを決定する。

- ①正規職員の給与の最高額
- ②役員の報酬の世間一般的な水準

(常勤役員の支給基準)

第5条

1) 常勤役員の定例報酬は、原則として正規職員の給与の最高額を基準とし、次に掲げる区分により、職位別にこれを決定する。ただし、正規職員の給与の最高額が役員の報酬決定の基準として適切でない場合には、同規模の法人の部長給与を参考にして決定するものとする（正規職員給与最高額=1.0とする）。

- ①理事長……… 2.00程度
- ②理事……… 1.50程度
- ③監事……… 1.25程度

2) 定例報酬月額は、常勤役員俸給表（別表）のとおりとし、各々の役員の報酬月額は前項を参考に俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

3) 使用人兼務役員の常勤役員報酬額は、各前号を参考にして報酬を決定し、理事長以外の役員報酬は支給しない。

(非常勤役員の支給基準)

第6条

非常勤役員の報酬については、当該役員の法人への貢献度、社会的地位、就任の事情などを総合考慮し、業務執行時間に対し日給としてこれを決定する。

- ①半日以下の場合
- ②半日程度の場合
- ③一日程度の場合

(報酬の内容)

第7条

- 1) 非常勤の役員報酬は、原則として役員の報酬のみとする。
- 2) 理事が正規職員を兼務している場合は、原則として役員報酬は支給しない。

(報酬の支給日)

第8条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める正規職員を対象とする給与規則（以下「給与規則」という。）に準ずる。

(報酬の改定)

第9条

役員の報酬は、法人の業績、職務内容、当該役員の成果などを総合考慮し、原則として毎年度見直しを行うものとする。

(報酬の減額措置)

第10条

役員の報酬は、法人の業績その他必要に応じて、臨時に減額することがある。この場合、理事及び監事の報酬については評議員会の協議により、理事会がこれを決定する。

第3章 報酬の支払い方法等

(通勤手当)

第11条

役員のうち、社有車で送迎を行う者以外については、通勤費の実費を支給する。

(設定方法)

第12条

役員の報酬は月額で設定する。

(支払い方法)

第13条

役員の報酬は、毎月15日に本人の指定する銀行口座に振り込むことで支給する。

(控除)

第14条

役員の報酬を支給する際には、次のものを控除する。

- ①所得税、住民税
- ②社会保険料
- ③その他前払金、貸付金、立替金等

第4章 嘉賞

(賞与の決定方法)

第15条

法人の営業成績が良好なときは、評議員会の決議による承認を得て、役員に賞与を支給する。

(賞与の配分)

第16条

賞与の各役員への配分は、各役員の職務執行状況を勘案して、理事及び監事の報酬は理事会の協議により、理事長が決定する。

(使用者兼務役員の賞与)

第17条

役員が正規職員を兼務している場合、正規職員分の賞与を正規職員の賞与の支給時期に支給しているときは、役員報酬に対応した役員賞与は支給しない。

(賞与の支払日)

第18条

役員賞与の支払日は、その都度決定するものとする。

附 則

(実施期日)

第1条

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

(規程の改廃)

第2条

本規程の改廃は、理事会決議によって決定する。

(別表) 常勤役員俸給表 (単位:円)

号棒	月額	年額
1	50,000	600,000
2	60,000	720,000
3	70,000	840,000
4	80,000	960,000
5	90,000	1,080,000
6	100,000	1,200,000
7	120,000	1,440,000
8	140,000	1,680,000
9	160,000	1,920,000
10	180,000	2,160,000
11	200,000	2,400,000
12	220,000	2,640,000
13	240,000	2,880,000
14	260,000	3,120,000
15	280,000	3,360,000
16	300,000	3,600,000
17	320,000	3,840,000
18	340,000	4,080,000
19	360,000	4,320,000
20	380,000	4,560,000

号棒	月額	年額
21	400,000	4,800,000
22	420,000	5,040,000
23	440,000	5,280,000
24	460,000	5,520,000
25	480,000	5,760,000
26	500,000	6,000,000
27	520,000	6,240,000
28	540,000	6,480,000
29	560,000	6,720,000
30	580,000	6,960,000
31	600,000	7,200,000
32	620,000	7,440,000
33	640,000	7,680,000
34	660,000	7,920,000
35	680,000	8,160,000
36	700,000	8,400,000
37	720,000	8,640,000
38	740,000	8,880,000
39	760,000	9,120,000
40	780,000	9,360,000

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁済に関する規定
常勤役員の月額報酬は職員の給与規程を適用する
常勤理事長の月額報酬及び退職慰労金は別途定める。

第4条 別記1

理事 監事 評議員 選任解任員 報酬額は出席者に支払う

役職	金額
理事	8, 000円 税別
監事	8, 000円 税別
評議員	8, 000円 税別
選任解任員	8, 000円 税別

第4条 別記2

理事 監事 評議員の退職慰労金

役職	
理事	1期2年 10, 000円 税別
監事	1期2年 10, 000円 税別
評議員	1期3年 12, 000円 税別

理事監事は任期2年途中退職者は1年は半額 中途就任者は前任者に残存期間
常勤理事は職員の規定にて支払う

第5条 費用弁償の支給

交通費	理事、監事、評議員	実費
宿泊費	理事、監事、評議員	実費